

## 展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令案に関する パブリックコメント（意見公募手続）の実施について

平成23年4月8日  
文化庁長官官房政策課

この度、文化庁では、本年3月に成立した（本年4月に公布された）展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成23年法律第17号）に基づき、その施行令について定めることを予定しています。

つきましては、本件に関し、行政手続法第39条などに基づき、展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令案について、パブリック・コメント（意見公募手続）を実施いたします。

なお、展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則案については、現在作成中ですので、追ってパブリックコメント（意見公募手続）を実施する予定です。

施行令案について、御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

### 【1. 施行令案の具体的内容】

→【別添】参照

### 【2. 意見の提出方法】

- (1) 提出手段 郵送・FAX・電子メール  
(電話による意見の受付は致しかねますので、御了承ください)
- (2) 提出期限 平成23年5月7日（土）必着
- (3) 宛先  
住所：〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関3-2-2  
文化庁長官官房政策課国家補償担当 宛  
FAX番号：03-6734-3811  
電子メールアドレス：s-kikaku@bunka.go.jp  
(判別のため、件名は【「美術品補償法施行令案への意見」】として下さい。また、  
コンピューターウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必  
ずメール本文に御意見を御記入下さい)

### 【3. 意見提出様式】

「展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令案への意見」

- ・氏名
- ・性別、年齢
- ・職業（在学中の場合は「高校生」「大学生」など、在学する学校段階を表記。）
- ・住所
- ・電話番号
- ・意見

※複数の論点について御意見をお寄せいただく場合には、とりまとめの都合上、論点毎に別様としてください。（1枚1意見、1メール1意見としてください。）

### 【4. 備考】

- ① 御意見に対して個別には回答致しかねますので、あらかじめ御了承願います。
- ② 御意見については、氏名、住所、電話番号を除いて公表されることがあります。  
なお、氏名、住所、電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。

（文化庁長官官房政策課国家補償担当）